

国 総 建 第 2 6 9 号
平 成 2 0 年 1 月 3 1 日

各地方整備局等建設業担当部長 あて
各都道府県建設業主管部局長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

経営事項審査の事務取扱いについて（通知）

公共工事の発注における企業評価の物差しである経営事項審査の評価項目や基準については、社会経済情勢が変化する中でも評価の適正を欠かないよう、また、企業行動を歪めることのないよう、適時の見直しが必要である。

このため、今般、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成20年1月31日国土交通省令第3号）が制定されるとともに、平成20年1月31日付け国土交通省告示第85号（以下「告示」という。）をもって建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準の改正がなされ、同日付け国土交通省国総建第267号をもって、建設流通政策審議官から今般の改正の主要内容について通知されたところである。

これらを踏まえ、従来の経営事項審査の事務取扱いを見直すこととした。その内容は上掲の省令、告示の施行に伴うもののほか、各項目の評点幅、評点算出方法を見直したこと等である。

今後標記の件については、建設業法、同法に基づく命令及び関連通知によるほか、下記により取扱われたい。ただし、本通知による事務取扱いは、平成20年4月1日より適用する。

なお、平成18年7月7日付け国土交通省国総建第129号をもって通知した「経営事項審査の事務取扱いについて（通知）」は平成20年3月31日限り廃止する。

記

次の各号に掲げる事務の取扱いは、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。この場合において、特に定めのある場合を除き、審査に用いる額については、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）別記様式第15号から別記様式第19号までに記載された千円単位をもって表示した額（ただし、会社法第2条第1項に規定する大会社が百万円単位をもって表示した場合は、百万円未満の単位については0として計算する。）とし、審査に用いる期間については、月単位の期間（1月未満の期間については、これを切り上げる。）とする。

1 経営規模について（告示第一の一関係）

（1）許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高について

イ 種類別年間平均完成工事高は、許可を受けた建設業のうち経営事項審査の対象とする旨申出のあった建設業（以下「審査対象建設業」という。）に係る建設工事について、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日（以下「当期事業年度開始日」という。）の直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高とする。ただし、審査対象建設業ごとに直前2年又は直前3年の年間平均完成工事高を選択できることとはせず、すべての審査対象建設業において同一の方法によることとする。また、1つの請負契約に係る建設工事の完成工事高を2以上の種類に分割又は重複計上することはできないものとする。

ロ 審査対象建設業に係る建設工事が「土木一式工事」である場合においてはその内訳として「プレストレストコンクリート工事」を、「とび・土工・コンクリート工事」である場合においてはその内訳として「法面処理工事」を、「鋼構造物工事」である場合においてはその内訳として「鋼橋上部工事」をそれぞれ審査することとする。

ハ 契約後VE（主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる技術提案が期待できる工事を対象として、契約後、受注者が施工方法等について技術提案を行い、採用された場合、当該提案に従って設計図書を変更するとともに、提案のインセンティブを与えるため、契約額の縮減額の一部に相当する金額を受注者に支払うことを前提として、契約額の減額変更を行う方式。以下同じ。）による公共工事の完成工事高については、契約後VEによる減額変更前の契約額で評価できることとする。この場合において、経営事項審査の申請者は、申請の際に契約後VEによる契約額の減額の金額が証明できる書類を提出することとする。

ニ 審査対象建設業が土木工事業又は建築工事業（以下「一式工事業」という。）である場合においては、許可を受けている建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。）に係る建設工事の年間平均完成工事高を、その内容に応じて当該一式工事業のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができるものとする。

ホ 審査対象建設業が一式工事業以外の建設業である場合においては、許可を受けた建設業のうち一式工事業以外の建設業（審査対象建設業として申出をしている建設業を除く。）に係る建設工事の完成工事高を、その建設工事の性質に応じて当該一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に含めることができるものとする。

ヘ 上記のほか、申請者のうち次の申出をしようとする者については、その申出の額をそのまま、別記様式第1号に記載するものとする。

一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高として分割分類し、許可を受けた建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者

一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても 同様の方法により

計算して申し出ようとする者

- ト 事業年度を変更したため、当期事業年度開始日の直前2年（又は直前3年）の間に開始する各事業年度に含まれる月数の合計が24か月（又は36か月）に満たない者は、次の式により算定した完成工事高を基準として年間平均完成工事高を算定するものとする。

直前二年の場合

$$\frac{(\text{Aにおける完成工事高の合計額}) + (\text{Bにおける完成工事高}) \times 24 \text{ か月} - \text{Aに含まれる月数}}{\text{Bに含まれる月数}}$$

Bに含まれる月数

A・・・当期事業年度開始日の直前2年の間に開始する各事業年度

B・・・Aにおける最初の事業年度の直前の事業年度

直前三年の場合

$$\frac{(\text{Aにおける完成工事高の合計額}) + (\text{Bにおける完成工事高}) \times 36 \text{ か月} - \text{Aに含まれる月数}}{\text{Bに含まれる月数}}$$

Bに含まれる月数

A・・・当期事業年度開始日の直前3年の間に開始する各事業年度

B・・・Aにおける最初の事業年度の直前の事業年度

- チ 次のいずれかに該当する者にあつては、当期事業年度開始日の直前2年（又は直前3年）の各事業年度における完成工事高の合計額を年間平均完成工事高の算定基礎とすることができるものとする。

当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記を行った者

当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に建設業者（個人に限る。以下「被承継人」という。）から建設業の主たる部分を承継した者（以下「承継人」という。）がその配偶者又は2親等以内の者であつて、次のいずれにも該当するもの

- ）被承継人が建設業を廃業すること
- ）被承継人の事業年度と承継人の事業年度が連続すること（やむをえない事情により連続していない場合を除く。）
- ）承継人が被承継人の業務を補佐した経験を有すること

当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に被承継人から営業の主たる部分を承継した者（法人に限る。以下「承継法人」という。）であつて、次のいずれにも該当するもの

- ）被承継人が建設業を廃業すること
- ）被承継人が50%以上を出資して設立した法人であること
- ）被承継人の事業年度と承継法人の事業年度が連続すること
- ）承継法人の代表権を有する役員が被承継人であること

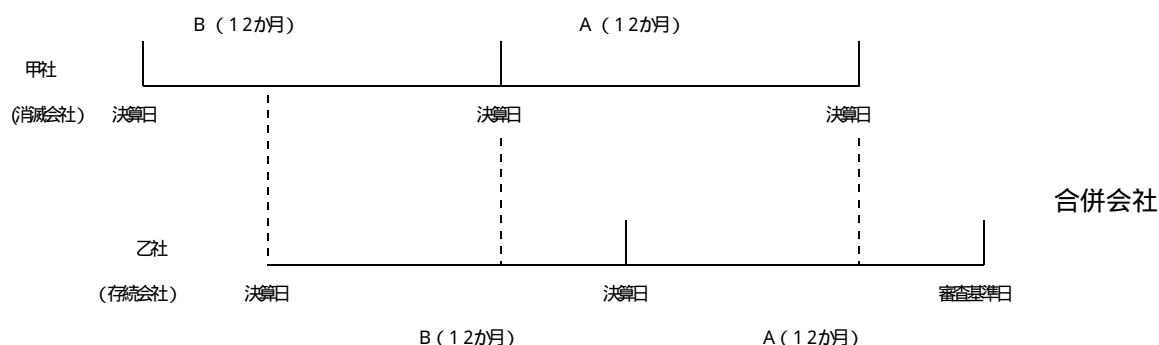
リ 当期事業年度開始日からさかのぼって2年以内（又は3年以内）に合併の沿革を有する者（吸収合併においては合併後存続している会社、新設合併においては合併に伴い設立された会社をいう。）又は建設業を譲り受けた沿革を有する者は、当期事業年度開始日の直前2年（又は直前3年）の各事業年度における完成工事高の合計額に当該吸収合併により消滅した建設業者又は当該建設業の譲渡人に係る営業期間のうちそれぞれ次の算式により調整した期間における同一種類の建設工事の完成工事高の合計額を加えたものを年間平均完成工事高の算定基礎とすることができるものとする。

合併の場合（直前2年）

$$\left(A、B \text{ 及び } A \text{ の完成工事高} \right) + \left(B \text{ における完成工事高} \right) \times \frac{B \text{ の始期から } B \text{ の終期にいたる月数}}{B \text{ に含まれる月数（12月）}}$$

= 直前2年の完成工事高

（乙社の年間平均完成工事高の算定基礎）

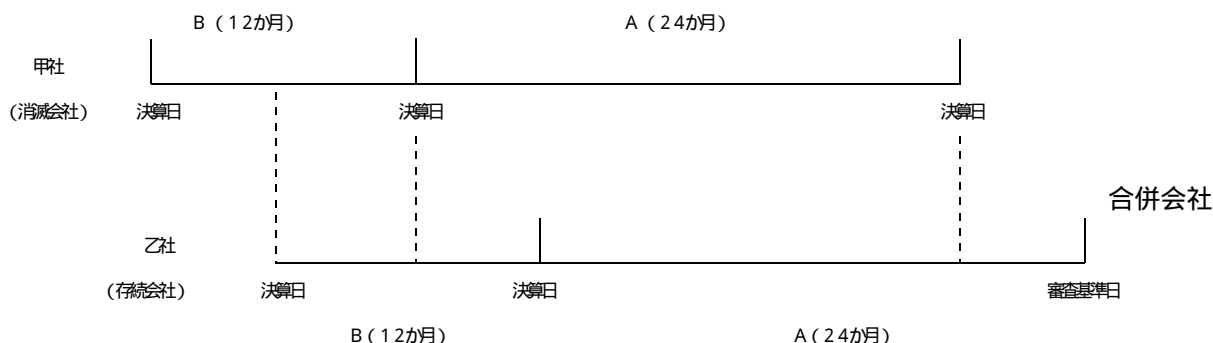


合併の場合（直前3年）

$$\left(A、B \text{ 及び } A \text{ の完成工事高} \right) + \left(B \text{ における完成工事高} \right) \times \frac{B \text{ の始期から } B \text{ の終期にいたる月数}}{B \text{ に含まれる月数（12月）}}$$

= 直前3年の完成工事高

（乙社の年間平均完成工事高の算定基礎）



譲り受ける場合（直前2年）

譲り受ける場合には既に許可を有する建設業者が他の建設業者からその建設業を譲り受ける場合と譲り受けることにより建設業を開始する場合がある。

前者については、合併の場合と同様の算式により算定するものとする。

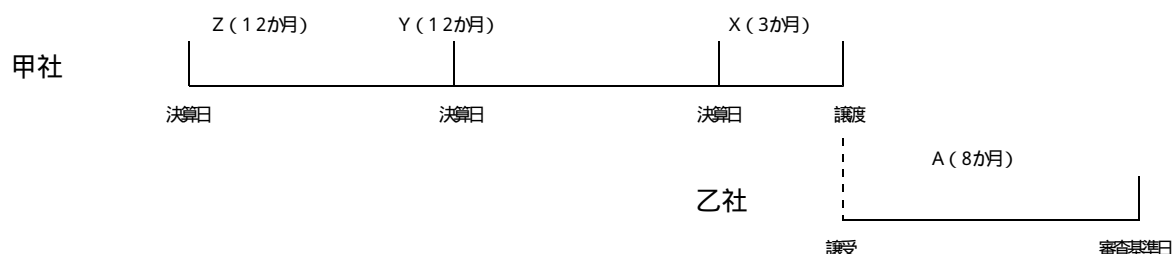
後者については、建設業を譲り受けることにより建設業を開始する場合についての算式は次のとおりである。

$(A \text{ の完成工事高}) + (X \text{ の完成工事高}) + (Y \text{ の完成工事高}) + (Z \text{ の完成工事高}) \times$

$\frac{24 \text{ か月} - A、X \text{ 及び } Y \text{ に含まれる月数}}{Z \text{ に含まれる月数} (12 \text{ 月})}$

$= \text{直前2年の完成工事高}$

（乙社の年間平均完成工事高の算定基礎）



譲り受ける場合（直前3年）

直前2年の場合と同様、前者については、合併の場合と同様の算式により算定するものとする。

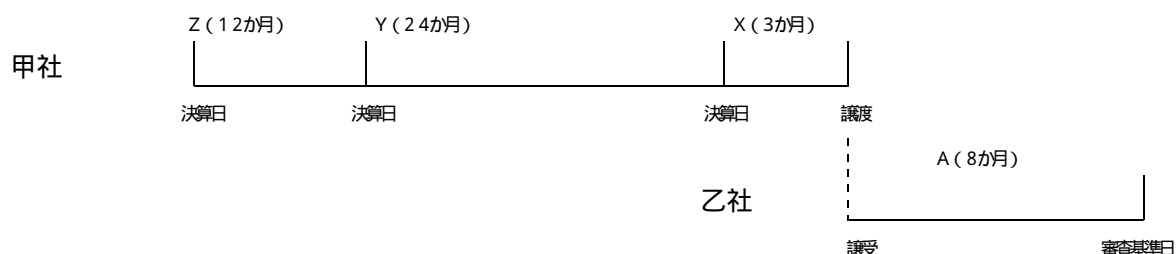
後者については、建設業を譲り受けることにより建設業を開始する場合についての算式は次のとおりである。

$(A \text{ の完成工事高}) + (X \text{ の完成工事高}) + (Y \text{ の完成工事高}) + (Z \text{ の完成工事高}) \times$

$\frac{36 \text{ か月} - A、X \text{ 及び } Y \text{ に含まれる月数}}{Z \text{ に含まれる月数} (12 \text{ 月})}$

$= \text{直前3年の完成工事高}$

（乙社の年間平均完成工事高の算定基礎）



又 トに掲げる者を除き、当期事業年度開始日の直前2年（又は直前3年）の間に開始する各事業年度に含まれる月数の合計が24か月（又は36か月）に満たない者は、当該直前2年（又は直前3年）の間に開始する各事業年度の審査対象建設業に係る建設工事の完成工事高の額の合計額を2（又は3）で除して得た額を

年間平均完成工事高とする。

(2) 自己資本額について

自己資本の額は、審査基準日（申請をする日の直前の事業年度の終了の日。以下同じ。）の決算（以下「基準決算」という。）における純資産合計の額又は基準決算及び基準決算の直前の審査基準日における自己資本の額（基準決算の直前の事業年度の計算書類を平成18年7月7日国土交通省令第76号で改正前の規則（以下、旧省令という。）に基づき作成している場合は、純資産を資本と読み替える。以下同じ。）の平均の額とし、その額をもって審査する。ただし、自己資本の額が0円に満たない場合は0円とみなして審査する。

(3) 平均利益額について

イ 営業利益の額は、当期事業年度開始日の直前1年（以下「審査対象年」という。）の各事業年度（以下「審査対象事業年度」という。）における営業利益の額とする。

ロ 減価償却実施額は、審査対象事業年度における未成工事支出金に係る減価償却費、販売費及び一般管理費に係る減価償却費、完成工事原価に係る減価償却費、兼業事業売上原価に係る減価償却費その他減価償却費として費用を計上した額とする。

ハ 利払前税引前償却前利益は、営業利益の額に減価償却実施額を加えた額とする。

二 平均利益額の審査は、審査対象事業年度における利払前税引前償却前利益及び審査対象年開始日の直前1年（以下「前審査対象年」という。）の各事業年度（以下「前審査対象事業年度」という。）における利払前税引前償却前利益の平均の額をもって行うものとする。

ただし、利払前税引前償却前利益の平均の額が0円に満たない場合は、0円とみなして審査する。

ホ 事業年度を変更したため審査対象年及び前審査対象年に含まれる月数が24か月に満たない場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合、1の(1)のチの若しくはに掲げる場合又は他の建設業者を吸収合併した場合における平均利益額は、1の(1)のト、チ又はりの年間平均完成工事高の要領で算定するものとする。

2 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高について（告示第一の三関係）

(1) 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数について

イ 許可を受けた建設業に従事する技術職員は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者又は規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者（以下「基幹技能者」という。）であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。）をいい、労務者（常用労務者を含む。）又はこれに準ずる者を除き、

建設業に従事する者に限るものとする。

- ロ 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数については、イに掲げる技術職員を、建設業の種類別に、次に掲げる区分に分けることとする。

建設業法第15条第2号イに該当する者（以下「一級技術者」という。）であって、かつ、同法第27条の18に定める監理技術者資格者証の交付を受けているもの（同法第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を当期事業年度開始日の直前5年以内に受講したものに限る。以下「一級監理受講者」という。）

なお、同法第15条第2号イに該当する者のうち、当期事業年度開始日以前5年以内であって平成16年2月29日以前に交付された資格者証を所持しているもの、及び当期事業年度開始日の直前の5年以内かつ平成16年2月29日以前に指定講習（平成15年6月18日改正前の建設業法第27条の18第4項の規定により国土交通大臣が指定する講習をいう。）を受講した者であって平成16年3月1日以降に交付された資格者証を所持しているものについては、一級監理受講者とみなす。

一級技術者であって一級監理受講者以外の者

基幹技能者であって一級技術者以外の者

建設業法第27条第1項に規定する技術検定その他の法令の規定による試験で、当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許若しくは免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者及び基幹技能者以外の者（以下「二級技術者」という。）

建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号ハに該当する者で一級技術者、基幹技能者及び二級技術者以外の者（以下「その他の技術者」という。）

- ハ 技術職員の数については、一級監理受講者の数に6を乗じ、一級技術者であって一級監理受講者以外の者の数に5を乗じ、基幹技能者であって一級技術者以外の者の数に3を乗じ、二級技術者の数に2を乗じ及びその他の技術者の数に1をそれぞれ乗じて得た数値の合計数値（以下「技術職員数値」という。）を、許可を受けた建設業の種類ごとにそれぞれ求め、審査基準日における技術職員数値をもって審査するものとする。

ただし、一人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類数は二までとする。

- (2) 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高について

- イ 種類別年間平均元請完成工事高は、当期事業年度開始日の直前二年又は直前三年の各事業年度における発注者から直接請け負った完成工事高の種類別年間平均元請完成工事高とする。

ただし、告示第一の一により当期事業年度開始日の直前2年の各事業年度にお

ける種類別年間平均完成工事高を選択した場合においては、当期事業年度開始日の直前2年の各事業年度における元請完成工事高について算定した年間平均元請完成工事高とし、告示第一の一により当期事業年度開始日の直前3年の各事業年度における種類別年間平均完成工事高を選択した場合においては、当期事業年度開始日の直前3年の各事業年度における元請完成工事高について算定した年間平均元請完成工事高を審査するものとする。

- 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高は、1の(1)の許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高と同様の取扱いとする。

3 その他の審査項目(社会性等)について(告示第一の四関係)

(1) 労働福祉の状況について

イ 雇用保険は、雇用保険法(昭和49年法律第106号)に基づき労働者が1人でも雇用される事業の事業主が被保険者に関する届出その他の事務进行处理しなければならないものであることから、雇用する労働者が被保険者となったことについて、厚生労働大臣に届出を行っていない場合(雇用保険被保険者資格取得届を公共職業安定所の長に提出していない場合をいう。)に、減点して審査するものとする。

なお、労働者が1人も雇用されていない場合等、上記の義務がない場合には、審査の対象から除くものとする。

□ 健康保険及び厚生年金保険は、健康保険法(大正11年法律第70号)及び厚生年金保険法(昭和29年法律第105号)に基づき被保険者(常時5人以上の従業員を使用する個人の事業所又は常時従業員を使用する法人の事業所に使用される者をいう。)を使用する事業主がその使用する者の異動、報酬等に関し報告等を行わなければならないものであることから、当該事業所に使用される者が健康保険及び厚生年金保険の被保険者になったことについて、社会保険事務所長(健康保険にあっては各健康保険組合を含む。)に届出を行っていない場合(被保険者資格取得届を提出していない場合をいう。)に、減点して審査するものとする。

なお、常時使用する従業員が4人以下である個人事業所である場合等、上記の義務がない場合には、審査の対象から除くものとする。

ハ 建設業退職金共済制度は、審査基準日において、独立行政法人勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約の締結(下請負人の委託等に基づきこの事務を行うことを含む。)をしている場合(正当な理由なく共済証紙の購入実績が無い等適切に契約が履行されていないと認められる場合を除く。)に、加点して審査するものとする。

ニ 退職一時金制度又は企業年金制度は、次に掲げるいずれかに該当する場合に加点して審査するものとする。

独立行政法人勤労者退職金共済機構若しくは所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第73条第1項に規定する特定退職金共済団体との間で退職

金共済契約（独立行政法人勤労者退職金共済機構との間の契約の場合は特定業種退職金共済契約以外のものをいう。）が締結されている場合又は退職金の制度について、労働協約の定め若しくは労働基準法第 8 9 条第 1 項第 3 号の 2 の定めるところによる就業規則（同条第 2 項の退職手当に関する事項についての規則を含む。）の定めがある場合

厚生年金基金（厚生年金保険法第 9 章第 1 節の規定に基づき企業ごと又は職域ごとに設立して老齢厚生年金の上乗せ給付を行うことを目的とするものをいう。）が設立されている場合、法人税法（昭和 4 0 年法律第 3 4 号）附則第 2 0 条第 3 項に規定する適格退職年金契約（事業主がその使用人を受益者等として掛金等を信託銀行又は生命保険会社等に払い込み、これらが退職年金を支給することを約するものをいう。）が締結されている場合、確定給付企業年金法（平成 1 3 年法律第 5 0 号）第 2 条第 1 項に規定する確定給付企業年金（事業主が従業員との年金の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた年金の給付を受けることを目的とする基金型企業年金及び規約型企業年金をいう。）が導入されている場合又は確定拠出年金法（平成 1 3 年法律第 8 8 号）第 2 条第 2 項に規定する企業型年金（厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が、単独又は共同して、その使用人に対して安定した年金給付を行うことを目的とするものをいう。）が導入されている場合

ホ 法定外労働災害補償制度は、（財）建設業福祉共済団、（社）全国建設業労災互助会、全国中小企業共済協同組合連合会、（社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号）に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約であって 及び に該当するものを締結している場合に、加点して審査するものとする。

申請者の直接の使用関係にある職員だけでなく、申請者が請け負った建設工事を施工する下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象とする給付であること。

原則として、労働者災害補償保険の障害等級第 1 級から第 7 級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付及び遺族給付の基因となった災害のすべてを対象とするものであること。

（2）営業年数について

イ 営業年数は、法による建設業の許可又は登録を受けた時より起算し、審査基準日までの期間とする。なお、その年数に年末満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

ロ 営業休止（建設業の許可又は登録を受けずに営業を行っていた場合を含む。）の沿革を有するものは、当該休止期間を営業年数から控除するものとする。

ハ 商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った沿革、1 の(1)のチの若しくは に掲げる場合又は建設業を譲り受けた沿革を有する者であって、当

該変更又は譲受けの前に既に建設業の許可又は登録を有していたことがある者は、当該許可又は登録を受けた時を営業年数の起算点とする。

(3) 防災協定締結の有無について

イ 防災協定とは、災害時の建設業者の防災活動等について定めた建設業者と国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。）又は地方公共団体との間の協定をいう。

ロ 社団法人等の団体が国、特殊法人等又は地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、当該団体に加入する建設業者のうち、当該団体の活動計画書や証明書等により、防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる企業について加点対象とする。

(4) 法令遵守の状況について

法令遵守の状況は、審査対象年に建設業法第28条の規定により指示をされ、又は営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられたことがある場合に、減点して審査するものとする。

(5) 建設業の経理の状況

イ 監査の受審状況については、次に掲げるいずれかの場合に加点して審査するものとする。

会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付適正意見を表明している場合

会計参与設置会社において、会計参与が会計参与報告書を作成している場合
建設業に従事する職員（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの（法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含む。）をいい、労務者（常用労務者を含む。）又はこれに準ずる者を除く。）のうち、経理実務の責任者であって、告示第一の四の5の（二）のイに掲げられた者が別添の建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目を用いて経理処理の適正を確認した旨を別記様式2の書類に自らの署名を付して提出している場合

ロ 公認会計士等の数について

公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者は、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第5条第2項及び第3項に規定する会計士補となる資格を有する者及び公認会計士となる資格を有する者（同法第17条の規定に基づき公認会計士又は会計士補となるための登録を受けていることを要しない。）並びに税理士法（昭和26年法律第237号）第3条に規定する税理士となる資格を有する者（同法第13条の規定に基づき税理士となるための登録を受けていることを要しない。）をいう。

国土交通大臣の登録を受けた建設業の経理に必要な知識を確認するための試

験の一級試験に合格した者は、イに掲げる者と同等以上の能力を有する者として、その数をイに掲げる者の数と併せて審査するものとする。

(6) 研究開発の状況

研究開発の状況については、審査対象年及び前審査対象年における研究開発費の額の平均の額（会計監査人設置会社において、会計監査人が当該会社の財務諸表に対して、無限定適正意見又は限定付き適正意見を表明している場合に限る。）をもって審査するものとする。

なお、事業年度を変更したため審査対象年及び前審査対象年に含まれる月数が24か月に満たない場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合、1の(1)のチの若しくはに掲げる場合又は他の建設業者を吸収合併した場合における研究開発費の平均の額は、1の(1)のト、チ又はりの年間平均完成工事高の要領で算定するものとする。

4 外国建設業者の外国における実績等の審査について

外国建設業者の外国における実績等に係る経営事項審査は、当分の間、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 定義

イ 外国とは、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国又は地域その他我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国又は地域をいうものとする。

ロ 外国建設業者とは、外国に主たる営業所を有する建設業者又は我が国に主たる営業所を有する建設業者のうち外国に主たる営業所を有する者が当該建設業者の資本金の額の2分の1以上を出資しているものをいうものとする。

(2) 国土交通大臣の認定について

イ 国土交通大臣が、外国建設業者の申請に基づき、2の(1)に掲げる技術職員と同等以上の潜在的能力を有する者の数、3の(1)の八からホまでの各項目について加入又は導入している場合と同等の場合に該当する項目、3の(2)のイに掲げる営業年数のほかに外国において建設業を営んでいた年数、3の(5)のイに掲げる措置と同等以上の措置、3の(5)のロに掲げる者と同等以上の潜在的能力を有する者の数並びに3の(6)に掲げる金額と同等の額を認定した場合には、次のロに掲げる場合を除き、これらの認定を受けた数及び額を加えて、又は認定を受けた項目及び措置を含めて審査を行うものとする。なお、これら国土交通大臣が認定を行う項目以外の項目については、3のうち(1)のイ若しくはロ、(3)又は(4)に掲げる項目を除き、許可行政庁（経営状況にあっては登録経営状況分析機関）が外国建設業者の外国における実績等を含めて審査することに留意する。

ロ 国土交通大臣が外国建設業者の属する企業集団を、一体として建設業を営んでいるものとして認定した場合には、３のうち（１）のイ若しくはロ、（３）又は（４）に掲げる項目を除き、国土交通大臣が外国建設業者の申請に基づき当該建設業者の属する企業集団について認定した数値をもって審査するものとする。

５ 経営状況について（告示第一の二関係）

（１）純支払利息比率について

イ 売上高の額は、審査対象事業年度における完成工事高及び兼業事業売上高の合計の額とする。

ロ 純支払利息の額は、審査対象事業年度における支払利息から受取利息配当金を控除した額とする。

ハ 純支払利息比率は、ロに掲げる純支払利息の額を、イに掲げる売上高の額で除して得た数値（その数値に小数点以下５位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が５．１％を超える場合は５．１％と、マイナス０．３％に満たない場合はマイナス０．３％とみなす。

（２）負債回転期間について

イ １月当たり売上高は、（１）のイに掲げる売上高の額を１２で除して得た数値とする。

ロ 負債回転期間は、基準決算における流動負債及び固定負債の合計の額をイに掲げる１月当たり売上高で除して得た数値（その数値に小数点以下３位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

ただし、当該数値が１８．０を超える場合は１８．０と、０．９に満たない場合は０．９とみなす。

（３）総資本売上総利益率について

イ 総資本の額は、貸借対照表における負債純資産合計の額とする。

ロ 売上総利益の額は、審査対象事業年度における売上総利益の額（個人の場合は完成工事総利益の額）とする。

ハ 総資本売上総利益率は、ロに掲げる売上総利益の額を基準決算及び基準決算の直前の審査基準日におけるイに掲げる総資本の額の平均の額（その平均の額が３０００万円に満たない場合は、３０００万円とみなす。）で除して得た数値（その数値に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が６３．６％を超える場合は６３．６％と、６．５％に満たない場合は６．５％とみなす。

（４）売上高経常利益率について

イ 経常利益の額は、審査対象事業年度における経常利益の額（個人である場合においては事業主利益の額）とする。

ロ 売上高経常利益率は、イに掲げる経常利益の額を(1)のイに掲げる売上高の額で除して得た数値（その数値に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が5.1%を超える場合は5.1%と、マイナス8.5%に満たない場合はマイナス8.5%とみなす。

(5) 自己資本対固定資産比率について

自己資本対固定資産比率は、基準決算における1の(2)に掲げる自己資本の額を固定資産の額で除して得た数値（その数値に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が350.0%を超える場合は350.0%と、マイナス76.5%に満たない場合はマイナス76.5%とみなす。

(6) 自己資本比率について

自己資本比率は、基準決算における1の(2)に掲げる自己資本の額を基準決算における(3)のイに掲げる総資本の額で除して得た数値（その数に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が68.5%を超える場合は68.5%と、マイナス68.6%に満たない場合はマイナス68.6%とみなす。

(7) 営業キャッシュフローの額について

イ 法人税、住民税及び事業税の額は、審査対象事業年度における法人税、住民税及び事業税の額とする。

ロ 引当金の額は、基準決算における貸倒引当金の額とする。

ハ 売掛債権の額は、基準決算における受取手形及び完成工事未収入金の合計の額とする。

ニ 仕入債務の額は、基準決算における支払手形、工事未払金の合計の額とする。

ホ 棚卸資産の額は、基準決算における未成工事支出金及び材料貯蔵品の合計の額とする。

ヘ 受入金の額は、基準決算における未成工事受入金の額とする。

ト 営業キャッシュフローの額は、(4)のイに掲げる経常利益の額に1の(3)のロに掲げる減価償却実施額を加え、イに掲げる法人税、住民税及び事業税の額を控除し、ロに掲げる引当金の増減額（基準決算における額と基準決算の直前の審査基準日における額の差額をいう。以下同じ。）ハに掲げる売掛債権の増減額、ニに掲げる仕入債務の増減額、ホに掲げる棚卸資産の増減額及びヘに掲げる受入金の増減額を加減したものを一億で除して得た数値とする。

チ 前審査対象年における営業キャッシュフローの額の算定については、イからトの規定を準用する。この場合において、「基準決算」とあるのは「基準決算の直

前の審査基準日」と、「審査対象年」とあるのは「前審査対象年」と、「審査対象事業年度」とあるのは「前審査対象事業年度」と読み替えるものとする。

リ 告示第一の二の七に規定する審査対象年における営業キャッシュフローの額及び前審査対象年における営業キャッシュフローの額の平均の額については、トに規定する審査対象年における営業キャッシュフローの額及びチに規定する前審査対象年における営業キャッシュフローの額の平均の数値（その数に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

ただし、当該数値が15.0を超える場合は15.0と、マイナス10.0に満たない場合はマイナス10.0とみなす。

（8）利益剰余金の額について

利益剰余金の額は、基準決算における利益剰余金合計の額（個人である場合においては純資産合計の額）を一億で除して得た数値（その数に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）とする。

ただし、当該数値が100.0を超える場合は100.0と、マイナス3.0に満たない場合はマイナス3.0とみなす。

なお、事業年度を変更したため審査対象年の間に開始する事業年度に含まれる月数が12か月に満たない場合、商業登記法の規定に基づく組織変更の登記を行った場合、1の(1)のチの若しくはに掲げる場合又は他の建設業者を吸収合併した場合における(1)のイの売上高の額、(1)のロの純支払利息の額、(3)のロの売上総利益の額、(4)のイの経常利益の額及び(7)のイの法人税、住民税及び事業税の額は、1の(1)のト、チ又はりの年間平均完成工事高の要領で算定するものとする。

上記の場合を除くほか、審査対象年の間に開始する事業年度に含まれる月数が12か月に満たない場合は、(1)及び(2)に掲げる項目については最大値を、その他の項目については最小値をとるものとして算定するものとする。

5 - 2 連結決算の取扱いについて

会社法第2条第6号に規定する大会社であって有価証券報告書提出会社（金融商品取引法第24条第1項の規定による有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社をいう。）である場合は、規則第19条の4第1号及び第5号の規定に基づき提出された書類に基づき、5の(1)から(8)までに掲げる指標についての数値を算定する。

この場合において、(5)、(6)及び(7)については、それぞれ次のように読替えるものとする。

（5）自己資本対固定資産比率について

自己資本対固定資産比率は、基準決算における純資産合計の額から少数株主持分を控除した額を固定資産の額で除して得た数値（その数値に小数点以下5位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を百分比で表したものとする。

ただし、当該数値が350.0%を超える場合は350.0%と、マイナス76.5%に満たない場合はマイナス76.5%とみなす。

(6) 自己資本比率について

自己資本比率は、基準決算における純資産合計の額から少数株主持分を控除した額を基準決算における(3)のイに掲げる総資本の額で除して得た数値(その数に小数点以下五位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を百分比で表したものである。

ただし、当該数値が68.5%を超える場合は68.5%と、マイナス68.6%に満たない場合はマイナス68.6%とみなす。

(7) 営業キャッシュフローの額について

営業キャッシュフローの額は、審査対象年に係る連結キャッシュ・フロー計算書における営業活動によるキャッシュ・フローの額を一億で除して得た数値及び前審査対象年に係る連結キャッシュ・フロー計算書における営業活動によるキャッシュ・フローの額を一億で除して得た数値の平均の数値(その数に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

ただし、当該数値が15.0を超える場合は15.0と、マイナス10.0に満たない場合はマイナス10.0とみなす。

経営規模等評価の結果は、別紙「経営規模等評価の結果を評点で表す方法」によって算出した評点で表示するものとする。

経営規模等評価の申請者及び総合評定値の請求者に対する経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知は、規則別記様式第25号の12により行うものとし、建設工事の発注者に対する経営規模等評価の結果及び総合評定値の通知は、同様式又は同様式の記載内容を記録した磁気ディスクにより行うものとする。

規則別記様式第25号の12の行政庁記入欄については、当該建設業者の営業に関する事項、経営状況に関する事項等で特記すべきことがあれば適宜記載するものとする。

申請者から規則別記様式第25号の12の通知書の写しの請求があったときは、当該写しが適正に交付されたものであることを証明する旨を当該写しに記載するものとする。

経営規模等評価の結果を閲覧に供する場合には、各項目の計算の方法等が明らかとなるように、告示等を備え置くこととする。

別 紙

経営規模等評価の結果を評点で表す方法

1 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点

告示第一の一の 1 に掲げる許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高については、告示の別表第一の区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて次の表に掲げる評点を与える。

(告示の別表第一関係)

区分	評点
(1)	2268
(2)	$112 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,708$
(3)	$99 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,760$
(4)	$86 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,541$
(5)	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,531$
(6)	$87 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,535$
(7)	$74 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,352$
(8)	$74 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,352$
(9)	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,348$
(10)	$63 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,258$
(11)	$61 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,144$
(12)	$63 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,134$
(13)	$49 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,190$
(14)	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,037$
(15)	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,037$
(16)	$49 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,041$
(17)	$50 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 888$
(18)	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 948$
(19)	$36 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 500,000 + 956$
(20)	$37 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 300,000 + 879$
(21)	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 799$
(22)	$38 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 799$
(23)	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 200,000 + 855$
(24)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 777$
(25)	$33 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 737$
(26)	$41 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 100,000 + 705$
(27)	$24 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 684$
(28)	$28 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 664$
(29)	$33 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 50,000 + 644$
(30)	$25 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 30,000 + 618$

(31)	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 604$
(32)	$22 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 589$
(33)	$27 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000 + 569$
(34)	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 554$
(35)	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 539$
(36)	$23 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 523$
(37)	$13 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 514$
(38)	$16 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 499$
(39)	$19 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000 + 487$
(40)	$14 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 3,000 + 474$
(41)	$11 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 2,000 + 464$
(42)	$129 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000 + 390$

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

2 自己資本額及び平均利益額に係る評点

告示第一の一の2に掲げる自己資本の額及び同号の3に掲げる平均利益額については、告示の別表第二又は別表第三の区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ又は口の表に掲げる点数を与え、これらの点数の合計点数を2で除した数値（小数点以下切り捨て）の点数を与える。

イ 自己資本額の点数

（告示の別表第二関係）

区分	点数
(1)	2114
(2)	$63 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,736$
(3)	$73 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,686$
(4)	$91 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000,000 + 1,614$
(5)	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000,000 + 1,557$
(6)	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,503$
(7)	$61 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,463$
(8)	$75 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000,000 + 1,407$
(9)	$46 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,356$
(10)	$53 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,321$
(11)	$66 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000,000 + 1,269$
(12)	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,233$
(13)	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,193$
(14)	$57 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000,000 + 1,153$
(15)	$42 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000,000 + 1,114$
(16)	$33 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,084$
(17)	$39 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,054$

(18)	$47 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000,000 + 1,022$
(19)	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 989$
(20)	$34 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 964$
(21)	$41 \times (\text{自己資本額}) \div 1,000,000 + 936$
(22)	$25 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 909$
(23)	$29 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 889$
(24)	$36 \times (\text{自己資本額}) \div 500,000 + 861$
(25)	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 300,000 + 834$
(26)	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 816$
(27)	$24 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 801$
(28)	$30 \times (\text{自己資本額}) \div 200,000 + 777$
(29)	$18 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 759$
(30)	$21 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 744$
(31)	$27 \times (\text{自己資本額}) \div 100,000 + 720$
(32)	$15 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 711$
(33)	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 691$
(34)	$23 \times (\text{自己資本額}) \div 50,000 + 675$
(35)	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 30,000 + 664$
(36)	$13 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 650$
(37)	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 635$
(38)	$19 \times (\text{自己資本額}) \div 20,000 + 623$
(39)	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 614$
(40)	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 599$
(41)	$16 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 591$
(42)	$10 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 579$
(43)	$12 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 569$
(44)	$14 \times (\text{自己資本額}) \div 5,000 + 561$
(45)	$11 \times (\text{自己資本額}) \div 3,000 + 548$
(46)	$8 \times (\text{自己資本額}) \div 2,000 + 544$
(47)	$223 \times (\text{自己資本額}) \div 10,000 + 361$

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

□ 平均利益額の点数
(告示の別表第三関係)

区分	点数
(1)	2447
(2)	$134 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,643$
(3)	$151 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,558$
(4)	$175 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000,000 + 1,462$

(5)	$123 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000,000 + 1,372$
(6)	$93 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,306$
(7)	$104 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,251$
(8)	$122 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000,000 + 1,179$
(9)	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,125$
(10)	$79 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,080$
(11)	$92 \times (\text{平均利益額}) \div 1,000,000 + 1,028$
(12)	$54 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 980$
(13)	$60 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 950$
(14)	$70 \times (\text{平均利益額}) \div 500,000 + 910$
(15)	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 300,000 + 880$
(16)	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 850$
(17)	$42 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 825$
(18)	$48 \times (\text{平均利益額}) \div 200,000 + 801$
(19)	$28 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 777$
(20)	$32 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 757$
(21)	$37 \times (\text{平均利益額}) \div 100,000 + 737$
(22)	$21 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 722$
(23)	$24 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 707$
(24)	$27 \times (\text{平均利益額}) \div 50,000 + 695$
(25)	$20 \times (\text{平均利益額}) \div 30,000 + 676$
(26)	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 666$
(27)	$16 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 661$
(28)	$19 \times (\text{平均利益額}) \div 20,000 + 649$
(29)	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(30)	$12 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 634$
(31)	$15 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 622$
(32)	$8 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 619$
(33)	$10 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 609$
(34)	$11 \times (\text{平均利益額}) \div 5,000 + 605$
(35)	$7 \times (\text{平均利益額}) \div 3,000 + 603$
(36)	$6 \times (\text{平均利益額}) \div 2,000 + 595$
(37)	$78 \times (\text{平均利益額}) \div 10,000 + 547$

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

3 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の評点

告示第一の三の 1 に掲げる技術職員の数及び同項の 2 に掲げる許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高については、告示の別表第四又は第五の区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ又は口の表に掲げる

点数を与え、イの評点に 5 分の 4 を乗じたものとロの評点に 5 分の 1 を乗じたものの
足し合わせた数値（小数点以下切り捨て）の点数を与える。

イ 許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数の点数
（告示の別表第四関係）

区分	点数
(1)	2335
(2)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 3,570 + 2,065$
(3)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,750 + 1,998$
(4)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 2,120 + 1,939$
(5)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,630 + 1,876$
(6)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 1,250 + 1,808$
(7)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 970 + 1,747$
(8)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 740 + 1,686$
(9)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 570 + 1,624$
(10)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 440 + 1,558$
(11)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 330 + 1,488$
(12)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 260 + 1,434$
(13)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 200 + 1,367$
(14)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 160 + 1,318$
(15)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 120 + 1,247$
(16)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 90 + 1,183$
(17)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 70 + 1,119$
(18)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 50 + 1,040$
(19)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 40 + 984$
(20)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 30 + 907$
(21)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 25 + 860$
(22)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 20 + 810$
(23)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 15 + 742$
(24)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
(25)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 633$
(26)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 10 + 636$
(27)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 508$
(28)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 511$
(29)	$63 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 509$
(30)	$62 \times (\text{技術職員数値}) \div 5 + 510$

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

□ 許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高の点数
(告示の別表第五関係)

区分	点数
(1)	2,491
(2)	$103 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,976$
(3)	$126 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,884$
(4)	$76 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,806$
(5)	$90 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,736$
(6)	$110 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,656$
(7)	$66 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,590$
(8)	$78 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,530$
(9)	$96 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,458$
(10)	$70 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000,000 + 1,396$
(11)	$55 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,346$
(12)	$65 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,296$
(13)	$80 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000,000 + 1,236$
(14)	$48 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,188$
(15)	$57 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,143$
(16)	$69 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 1,000,000 + 1,095$
(17)	$42 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,050$
(18)	$49 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 1,015$
(19)	$61 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 500,000 + 967$
(20)	$44 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 300,000 + 930$
(21)	$35 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 896$
(22)	$41 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 866$
(23)	$50 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 200,000 + 830$
(24)	$31 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 794$
(25)	$35 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 774$
(26)	$44 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 100,000 + 738$
(27)	$26 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 714$
(28)	$31 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 689$
(29)	$39 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 50,000 + 657$
(30)	$28 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 30,000 + 634$
(31)	$22 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 614$
(32)	$25 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 599$
(33)	$32 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 20,000 + 571$
(34)	$19 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 553$
(35)	$23 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 533$
(36)	$27 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 517$

(37)	$17 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 496$
(38)	$20 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 481$
(39)	$24 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 5,000 + 465$
(40)	$17 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 3,000 + 452$
(41)	$14 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 2,000 + 436$
(42)	$296 \times (\text{年間平均元請完成工事高}) \div 10,000 + 210$

注 評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

4 その他の審査項目（社会性等）の評点

告示第一の四の1に掲げる労働福祉の状況については、告示の付録第二に定める算式によって点数を算出し、また、告示第一の四の2から6までに掲げる営業年数、防災協定締結の有無、法令遵守の状況、建設業の経理の状況（監査の受審状況及び公認会計士等数値）、研究開発の状況については、告示の別表第六から別表第十一までの各区分の欄に掲げられた審査の結果に応じて、それぞれ次のイ、ロ、ハ、ニ、ホ又はヘの表に掲げる点数を与え、さらに、これらの点数の合計点数（トの算式において「告示の付録第二による点数並びにイ、ロ、ハ、ニ、ホ及びヘの点数の合計点数」という。）に応じて、トの算式によって算出されるその他の審査項目（社会性等）の評点を与える。その他の審査項目（社会性等）の評点が0に満たない場合は0とみなす。

イ 営業年数の点数

（告示の別表第六関係）

区 分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
点 数	60	58	56	54	52	50	48

(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
46	44	42	40	38	36	34	32

(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)
30	28	26	24	22	20	18	16

(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)
14	12	10	8	6	4	2	0

ロ 防災協定締結の有無の点数

（告示の別表第七関係）

区分	(1)	(2)
点数	15	0

ハ 法令遵守の状況の点数

（告示の別表第八関係）

区分	(1)	(2)	(3)
点数	0	-15	-30

二 監査の受審状況の点数

(告示の別表第九関係)

区分	(1)	(2)	(3)	(4)
点数	20	10	2	0

ホ 公認会計士数等の数の点数

(告示の別表第十関係)

区 分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
点 数	10	8	6	4	2	0

ヘ 研究開発の状況の点数

(告示の別表第十一関係)

区 分	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
点 数	25	24	23	22	21	20	19

(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)
18	17	16	15	14	13	12	11

(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)
10	9	8	7	6	5	4	3

(24)	(25)	(26)
2	1	0

ト その他の審査項目(社会性等)の評点

その他の審査項目(社会性等)の評点 = 告示の付録第二による点数並びにイ、ロ、ハ、二、ホ及びヘの点数の合計点数 × 10

5 経営状況の評点

告示第一の二に掲げる項目については、告示の付録第一に定める算式によって算出した点数(小数点以下2位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。以下「経営状況点数」という。)に基づき、次に掲げる算式によって経営状況の評点(小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。)を求める。ただし、経営状況の評点が0に満たない場合は0とみなす。

(告示の付録第一関係)

経営状況の評点 = $167.3 \times A + 583$

Aは、経営状況点数

別記

様式第 1 号

(用紙 A 4)

工事種類別完成工事高付表

申請者_____

審 査 対 象 建 設 業	完 成 工 事 高

注) 申請者のうち次の申出をしようとする者については、その申出の額をそのまま審査対象建設業ごとに記載すること。

- (1) 一式工事業に係る建設工事の完成工事高を一式工事業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高に加えて申し出ようとする者。
- (2) 一式工事業以外の建設業に係る完成工事高についても(1)と同様の方法により計算して申し出ようとする者。

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号の規定に基づく確認を行うため、
〇〇〇の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度における計算書
類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、
我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を
しん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係
る内容について適正に処理されていることを確認しました。

商号又は名称
所属・役職

氏 名

印

以上

別添

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	前期と比較し概ね20%以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。 受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。
	取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。
	貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。
	売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。
	市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。
	時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。
	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。

未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。
	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。

引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上 (全般)	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益	適正な工事収益計上基準(工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等)

工事原価	に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日(作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等)を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲(工期、請負金額等)を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
JV	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
	JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。